

地方独立行政法人長野市民病院第2期中期目標（案）への 市民意見等の募集（パブリック・コメント）結果について

1 意見募集の状況

- (1) 実施期間 平成 30 年 6 月 25 日（月）～7 月 20 日（金）
- (2) 閲覧方法 市役所の窓口（医療連携推進課、行政資料コーナー、各支所）、
長野市民病院 ※ 長野市のホームページにも掲載
- (3) 提出方法 各閲覧場所への持参、または郵便・電子メール等
- (4) 募集結果 11 件（郵送 8、電子メール 2、ファクス 1）

2 意見への対応状況

区分	長野市の対応	件数
I	（案）を修正する。	1
II	（案）に盛り込まれており、修正しない。	1
III	（案）は修正しないが、中期計画策定の際に検討し対応する。	2
IV	（案）は修正しないが、今後の検討課題又は参考とする。	4
V	検討の結果、（案）に反映しない。	0
VI	その他（質問への回答、状況説明など）	3
合 計		11

◎ 詳細については、別表をご覧ください。

3 今後のスケジュール

10月 地方独立行政法人長野市民病院評価委員会

中期目標（パブコメによる修正案）の審議と中期目標（最終案）の決定

12月 平成 30 年 12 月市議会定例会

中期目標（最終案）の審議と中期目標の決定

地方独立行政法人長野市民病院 第2期中期目標(案)への意見に対する長野市の考え方

番号	頁	中期目標の項目	意見等の概要	長野市の考え方	区分
1	1	大項目 前文	長野市民病院（以下「市民病院」とする。）が多くの患者から信頼される病院として評価されているのは、開院以来、先進的な取り組みを実践してきた医療スタッフがいたからで、新たな世代は、これまで培ってきたものを引き継いでいかなければならない。市民病院が今後飛躍するためには、これまで築き上げてきた土台を確固たるものとした上で、新たなものへ挑戦していく必要がある。 こうした考えを踏まえて前文に例として「設立時目標の地域に根差した高度で良質な医療を継続し」を加えてはどうか。	■市民病院は、平成28年4月に「地方独立行政法人」という新たな経営形態に移行しましたが、ご意見にあるとおり、現在の市民病院があるのは、平成7年6月の開設以来、市民の皆さまからの支えと病院職員の弛まぬ努力があつてのことと認識しておりますので、前文を部分的に修正するものとします。	I
2	2	大項目 第2 中項目 1 小項目 (4) 高齢者等に配慮した医療 小項目 (5) 急性期後の患者に対する医療	市民病院で看護小規模多機能型居宅介護^(注)を実施してはどうか。 ^(注)在宅療養者の状態に合わせて、通所・宿泊・訪問介護・訪問看護などを一体的に受けることのできる近年創設された介護サービス	■長野市は、今年度から平成32年度までの間に3か所の看護小規模多機能型居宅介護事業所を公募によって選定する方針です。公募は今年度2回に分けて行う予定ですが、すでに第1次の募集が終了し、第2次の募集は10月頃を予定しています。 そのため、市民病院が応募することは、現時点で困難な状況です。しかしながら、中期目標には「在宅療養者への支援」が盛り込まれておりますので、中期計画策定の際には、今後に向けて検討し対応してまいります。	III
3	4	大項目 第2 中項目 4 小項目 (5) 医療職の人材確保及び育成	開院時からの医療スタッフがいるからこそ今後の発展があり、患者からの信頼性が向上する。 また、医療職だけでなく、事務職も含めた全職員の大切さを含める必要があると思うので、例として「開院時からの患者視点での医療提供を基本として」や「全スタッフが対等な視点で」などの文言を加えてはどうか。	■「開設時からの積み重ねがあつて今の病院がある。」との意見に対する長野市の考え方は「意見1」への回答でお示ししたとおりです。 ■市民病院の運営を支えているのは、医療職だけでなく事務職をはじめ病院の全ての職員及び関係者であることは認識しており、医療職以外の人材の確保、育成や職場の環境づくりについては、第3-1及び2に盛り込まれておりますので、ご理解をお願いします。	II

番号	頁	中期目標の項目	意見等の概要	長野市の考え方	区分
4	2	大項目 第2	人口減少、少子対策の取組として、市内で安全・安心な出産ができるよう、不妊治療の推進及び早期の産科開設が必要だと考える。	■人口減少と少子化が進む中、長野市における出生数は減少傾向にありますが、35歳以上の母の出生数は増加傾向にあります。 ■長野医療圏におけるハイリスク分娩、周産期救急については、地域周産期母子医療センターである長野赤十字病院、篠ノ井総合病院の2病院が対応しています。 ■現在、市民病院の婦人科では、不妊治療を行っていますが、出産については、他の医療機関との連携によって対応しています。 ■市民病院への産科の設置については、産科医師の確保をはじめ、新たな医療提供体制の整備が必要となるため、今後の医療需要や医療機関の状況などを見極めながら、医師会等と協議しつつ慎重に検討していく必要があります。	Ⅳ
5		中項目 1			
6		小項目 (6)			
		その他の政策的医療			
			「市民病院における不妊治療によって妊娠しても、産科がないため別の医療機関で出産しなければならず抵抗を感じる。」等の意見がある。		
			うつ病、認知症、精神科救急等に対応するため、精神科が今後必要になるのではないかと考える。	■長野市における精神疾患による医療保護入院の件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、認知症をはじめとする老年精神障害の件数が増加しています。 ■市内における精神科救急については、4病院が対応しています。 ■現在、市民病院では精神科を設置しておらず、他の医療機関との連携によって対応しています。 ■市民病院への精神科の設置については、精神科医師等の確保をはじめ、新たな医療提供体制の整備が必要となるため、今後の医療需要や医療機関の状況などを見極めながら、医師会等と協議しつつ慎重に検討していく必要があります。	Ⅳ

番号	頁	中期目標の項目	意見等の概要	長野市の考え方	区分
7	2	大項目 第2 中項目 1 小項目 (6) その他の政策的医療	これからの高齢者医療及び終末医療の在り方として、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）^(注)への取組や市民啓発に力を注いでいただきたい。 (注) 終末期医療において、患者・家族・医療従事者等が話し合い、今後の療養方針を決定するプロセス	■市民病院では、終末期のがん患者及び家族に対して、がん相談支援センターが中心となり、ACPの案内、啓発を行っています。また、地域住民対象の出前講座においても啓発活動を実施しています。 ■高齢化がますます進む中、地域包括ケアシステムの構築に当たり、市民へのACPの浸透は不可欠で、在宅医療、救急搬送等の医療提供体制を支えるための重要な要素となっています。 ■現在、長野市において検討中の「長野市版事前指示書」の作成を契機に更なる普及啓発に努めていく予定です。	Ⅲ
8			発達障害児の診療は、一般の小児科では困難で、専門的知識を持った医師、訓練士、心理士等のチームによる継続的診療が必要である。 そこで、市民病院における発達障害児の診療を「その他の政策的医療」とするのではなく、市民病院が担うべき重要な医療のひとつに位置付けてほしい。	■市民病院では、小児科において発達障害をはじめとする小児の心身症治療に関して積極的に取り組んでいます。 ■発達障害児の診療を市民病院の重点医療に位置付けるためには、ご意見にあるように専門医の確保をはじめ、新たな医療提供体制の整備が必要となるため、今後の医療需要や医療機関の状況などを見極めながら、医師会等と協議しつつ慎重に検討していく必要があります。	Ⅳ
9	1	大項目 前文・第2 中項目 1 市民病院が担うべき医療	今回の第2期中期目標の内容は、基本的に他の公的病院の診療内容や目標とほぼ同じで、他の公的医療機関との違いをどこに見出し、健全な競合と協調を果たそうとしているのか見えてこない。	■長野市内には、医療法に基づく公的病院が4病院（長野赤十字、篠ノ井総合、長野松代総合、長野市民）あり、市域の要所に医療拠点として配置されています。これらの4病院は、互いに連携しながら、地域の中核病院として、他病院、診療所等の医療支援に当たっています。 ■各病院は、切磋して高めあうことにより長野市の医療水準は向上してきました。 また、それぞれの地域に医療の拠点となる公的病院があることで、市民の皆さまにご安心いただくとともに、地域の医療機関にとって心強い存在となっているものと考えます。	Ⅵ

番号	頁	中期目標の項目	意見等の概要	長野市の考え方	区分
10	5	大項目 第4 中項目 1・2 効率的な経営の推進 経営基盤の確立	長野医療圏には、市民病院以外に急性期医療を担う公的病院が3病院あり、それぞれが地域の中核病院として役割を果たしている。 これらの3病院は独立採算で病院を運営しているが、市民病院は毎年高額の「運営費負担金」を受け入れている。 こうした状況は「他の公的病院との健全な競合と協調で地域全体の医療水準に寄与する」とした市民病院設立時の理念に合致しないため、早急に改善すべきである。	■運営費負担金とは、地方独立行政法人の「能率的な経営を行っても、なおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を設立団体が負担するもので、法律によって義務付けられています。 ■負担金の対象となる経費は、救急医療、高度医療、建設に係る償還金の一部等で、毎年国から基準が示されます。 ■市民病院への運営費負担金は、平成30年度の予算額で12億2,600万円となっています。 ただし、このうち建設に係る償還金等に係る負担金6億6,400万円は、市へ納付されるしくみになっているため、実質的に交付される金額は5億6,200万円となっています。 ■市民病院は、他の公的病院と異なり、国等からの補助金が制限されているほか、長野市以外からの資金調達は原則として認められておりません。 ■運営費負担金の交付は、市民の生命と健康を守るため、公立病院が果たすべき使命（救急、高度専門医療等）の実行を担保するための負担であり、ご理解をお願いします。	VI
11			運営費負担金は、他の病院では実施困難な医療や不採算医療を支援する目的で支払われるものと思われるが、市民病院では、救急医療を除き、僻地、感染症、精神、周産期など不採算と言われる診療を行っていないにもかかわらず、市から多額の運営費負担金が支払われている。不採算医療を担った上で、独立採算で運営している公的病院があることを認識すべきである。 また、中期目標の中では「各事業年度の経常収支比率は100%以上とする」との記載があるが、目標とすべきは運営費負担金を除いた「純医療収支比率」を100%以上とすることではないのか。平成30年度の年度計画においても巨額の運営費負担金が計上されており、このような多額の資金が一医療機関にのみ渡っていることに疑問を感じる。市の医療行政は厳しい財政状況の中で自由度を欠いており、限られた財源を有効に活用してほしい。		